

報告第6号

令和3年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和3年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							企業債	当年度損益勘 定留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	3 浄水場 施設費	3 単独第3号 下稲吉第2浄水 場監視・計装 設備更新工事	円 166,100,000	円 66,400,000	円 99,700,000	円 99,700,000	円 0	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症拡 大の影響による半導体電子部 品等の納期遅延による
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	3 浄水場 施設費	下稲吉第2浄水 場薬注施設建築 完了検査手数料	円 17,000	円 0	円 17,000	円 0	円 17,000	円 0	円 0	上記に関連し、薬注室築造工 事に伴う機器類が設置でき ず、建築完了検査を受けるこ とができないため、受検手数 料を繰越すもの